



★キーワードから読み解く「福祉事業所」

養護学校卒業後、最も多くの卒業生の進路先となるのが、「福祉事業所」です。神奈川県では、養護学校卒業生の60%が「福祉事業所」に進んでいます。秦野養護学校からも、多くの卒業生が福祉事業所を利用することが予想されます。そこで、今回の通信では、「福祉事業所」について、いくつかのキーワードに沿って解説したいと思います。

①『自己選択、自己決定』

かつては、障害者地域作業所、授産施設等の名称で、障害のある方たちの「働く場」や「過ごしの場」がありました。14年前に施行された新たな法律のもとで、それらが「福祉事業所」に移行し、新規事業所の立ち上げも多くなりました。法改正に伴う最も大きな変化は、障害当事者が、自分が使いたいサービス(自分が行きたい所)を、自らの意思で自由に選べるようになったということです。法改正前までは、「措置」と言って、行政が(実際には行政から委託を受けた学校が)卒業生の行先を割り振って決めていました。この14年で、総合支援法の中核的な理念である『自己選択、自己決定』がひろく浸透してきた感があります。事業所に通う人は、自由な選択権を持つ「消費者」に近いニュアンスで「利用者」と呼ばれています。そこには、障害のある方と事業所との対等な関係性が明示されています。

②『一般就労』に向けた支援

総合支援法を制度設計するとき重要視されたことの一つは、障害のある方もできるだけ一般企業で働けるように支援しているという考え方でした。そのため、通所型サービスでは、就労系サービスが大きな比重を占めています。就労系サービスの内訳は次の通りです。

＜就労移行支援＞ ＜就労継続支援A型＞ ＜就労継続支援B型＞

期限のあるなしや工賃の差など、事業形態による違いはありますが、どれも一般就労に向けた支援という点では、一致しています。

③『自分らしく過ごせる場所』

通所型サービスの中で、就労系サービスに次いで利用者が多いのが、〈生活介護〉サービスです。これは、主として障害の重い方が自分らしい生活を送るための居場所提供の意味合いが強いサービスと言えます。就労継続支援B型と同じように作業を中心に据える事業所から、散歩等の余暇文化活動中心の事業所まで幅広く存在しますが、最も大事にされているのは、利用者が無理なくゆったりと自分らしく過ごせる場を提供するということです。

※通所サービスの中には他に、〈自立訓練〉や〈地域活動支援センター〉もありますが、詳しい解説は後段に譲ります。

★福祉事業所の事業形態とは？

進路を自己選択・自己決定するためには、自分自身の障害を理解し、どのようなサービスが自分に相応しいかを見極めることが大切です。個別の事業所で行きたい所を探すより先に、どんな事業形態が自分に合っているかを考えるのが先と言えます。事業形態は、進路選択の上で重要な意味を持ちますので、より詳しく解説します。

事業形態の種別	事業形態の概要	事業所数 (秦野市内)
就労移行支援	<p>一般企業への就労を目指す人たちのための福祉サービスです。受注作業や就労トレーニングを通して企業就労のための様々なスキルを育てます。事業所での活動以外に企業実習も行いながら、随時就労につなげていきます。ただ、このサービスは「2年間(特例措置として3年間)の有期限利用」ですので、期限内に就労が叶わなかった場合は、他の福祉サービスへ移行することになります(典型例は就労継続支援B型への移行)。</p> <p>就労率は、事業所によって大きく開きがあります。このサービスを使えば必ず就労に結びつくとは限らず、全体としては就労継続支援B型等へ移行していく人が多いのが現状です。</p>	3か所

<p>就労継続支援 A型</p>	<p>一般企業への就労に向けた支援という点では、就労移行支援と同様です。ただこのサービスには期限がなく、長期間の利用が可能です。</p> <p>このサービスの特徴は、事業所が利用者と雇用契約を結ぶことにより、原則的には最低賃金を保障していることです。そのため、利用者は賃金に応じた労働生産性が求められると言えます。この事業形態が対象になりうるのは、「一般就労の力はあるが、支援やサポートの必要な方」という言い方もできます。また、事業所側も賃金に見合った収益性の高い事業に取り組む必要があるため、施設内で行う受注作業だけでなく、施設外就労(一般企業の現場に行き行う作業)の比重を高める事業所が多くなっています。労働時間としては、4~5時間の事業所が多く、月収は8~10万円程度が一般的です。</p>	<p>0か所</p> <p>小田原・二宮 厚木・海老名等の事業所は利用 できます。</p>
<p>就労継続支援 B型</p>	<p>一般企業への就労に向けた支援という点では、前述の2つのサービスと同様です。旧法以前から続いているB型事業所のほとんどは、地域作業所(もしくは授産施設)が総合支援法の枠組みで衣替えしたケースがほとんどのため、企業就労支援のウェイトは必ずしも高いとは言えません。大半の利用者は、社会とつながる仕事の間かつ過ごしの場として長期間利用しています。受注作業や自主製品の製作などに取り組み、月額で1万円前後の工賃を得ているのが典型例です。国の基準で、月額最低3千円の工賃保障が事業所に対して求められており、近年、工賃向上計画をすすめるよう国から事業所への働きかけも強まっています。</p> <p>事業所数の観点では、他のどの事業形態よりもB型の事業所が最も多く、養護学校卒業後の福祉サービスの受け皿としても最大です。ただし、学校を卒業してからダイレクトにB型を利用するには、一定の手順を踏む必要があります。</p>	<p>20か所</p>
<p>生活介護</p>	<p>余暇・文化的活動を主たるサービスとして位置付ける事業形態です。職員配置が他のサービスに比べて手厚く、事業所によって看護師の配置もあり、送迎サービスを行っている事業所が多いです。重度対応の事業所では、入浴サービスや医療的ケアの提供を行っている事業所もあります。また、利用期限も設けられていません。</p> <p>作業を活動内容に位置づける義務はありませんが、受注作業等の軽作業と余暇文化活動を組み合わせたゆとりある日課を設定している所が多いです。B型を併せ持つ多機能型の事業所では、作業の比重が高く、B型とほとんど違いのない活動を提供している事業所もあります。作業を活動の一部としている事業所は、その対価として支給金(就労系サービスでいう工賃)を出しています。</p> <p>生活介護サービスの利用には、障害支援区分で3以上の認定が必要です。</p>	<p>14か所</p> <p>※通所型事業所のみのカウント数</p>
<p>自立訓練 (生活訓練) (機能訓練)</p>	<p>自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を2年程度の有期限で行うサービスとされています。このサービスは、施設入所の機能を持つ事業所が入所者に対する日中のサービスとして提供しているケースが非常に多いです。他地域では、就労移行支援の2年間の前に組み込み、就労に向けた4年間の通所サービスとして提供している事業所もあります。</p>	<p>2か所</p>
<p>地域活動 支援センター</p>	<p>前述の5つの事業形態は、国が主体となる全国一律のサービスですが、地域活動支援センターについては、市町村が主体となるもので、自治体によって設置状況が異なり、設置していない市町村もあります。活動内容は、就労継続支援B型と同様に受注作業や自主製品の製作などが中心となっていますが、活動の自由度が高いため、生活介護的要素も併せ持ち、幅広い利用者を受け入れている事業所もあります。利用期限等はありませんが、原則として、立地する市町村の居住者のみ利用可能です。</p>	<p>1か所</p>

★補足説明(工賃について)

- 就労移行支援は、就職につなげることが、サービスの主眼になっているため原則として工賃の支給はありませんが、受注作業を活動内容として取り入れている事業所は、工賃を支給しています。
- 就労継続支援B型の工賃(全国平均)は、月額約16,000円ですが、秦野地区のB型は、平均を大きく上回る事業所(3万円~5万円程度)が比較的多いです。逆に言えば、それだけ作業難易度も高い所が多いと言えます。
- 就労継続支援A型とB型の工賃については、行政への報告義務があり県のホームページで公開されています。「就労系サービス」「工賃」「神奈川」と検索すると個別の事業所ごとの工賃を見ることができます。